

平成30年度 津山市立誠道小学校 いじめ問題対策基本方針(改訂)

いじめに関する現状と課題

平成29年度、本校でのいじめ認知件数は4件あった。いずれも友だちに対するからかい(名前を使った替え歌や集団でのちょっかい)を受けているという相談であった。自分の思いをうまく伝えることができない等コミュニケーションの不足や人間関係の固定化や序列等から起こったと思われる。全体的には本校は上級生がよく下級生の面倒をみて、遊びも学年単位というよりは縦割りで、複数の学年が常に入り交じって仲良く遊ぶことができています。しかし、ちょっとしたことで人権に関わる言葉を口にしたたり、落書きが見つかったりした事実はある。その都度、きめ細かく指導をしてきている。いじめは、いつでも、どのクラスでも起こりうるという認識のもと、これまでの縦のよい仲間関係を維持しつつ、児童の悩み相談やアンケート調査を通して、いじめにつながる芽をいち早くキャッチしていく必要がある。また、日常生活の様子を教師間であるいは保護者と常に情報交換するとともに、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実を継続して取り組んでいく必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめの未然防止に向け、教科指導や道徳・特別活動を通して、自ら課題を解決しようとする自主性を育て、誰もが活躍できる機会を設ける。また、自分のよさを伸ばすとともに、友だちのよさにも目を向け、互いに伸びようとする学級・学校づくりを進める。
 - ・毎学期途中に生活アンケートやSNS等の利用実態調査を実施し、いじめの早期発見につとめ、保護者との定期的な教育相談はもちろん、保護者や児童いつでも教育相談が実施できる雰囲気作りに努める。また、得られた情報を教職員間で共有を図る。
 - ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会を設置し、問題の解決のための取組を行う。
- <重点となる取組>
- ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施する。
 - ・「人権について考える週間」において、運営委員会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
 - ・児童のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で全ての児童に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や学級懇談会等を活用しいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・挨拶運動や見守り活動を活性化するとともに地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報交流や連携を強化し、いじめの早期発見に努める。
- ・インターネット上のいじめ問題や携帯電話やメール等の正しい使い方等について啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。
- ・学校便りやPTA新聞に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。
- ・教職員やSC、SSWと保護者の相談活動を通して、保護者の啓発や連携を図る。

学 校

いじめ対策委員会

- <対策委員会の役割>
- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生しいじめ事案への対応
- <対策委員会の開催時期>
- ・年3回開催(学期ごと)
- <対策委員会の内容の教職員への伝達>
- ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。
- <構成メンバー>
- ・校外
カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA会長 等
 - ・校内
校長、教頭、生徒指導担当、教育相談担当、関係学年、養護教諭等

全 教 職 員

関係機関等との連携

- <連携機関名>
- ・津山市教育委員会
- <連携の内容>
- ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW 等)の派遣
- <学校側の窓口>
- ・教頭
- <連携機関名>
- ・津山警察署
- <連携の内容>
- ・非行防止教室の実施
 - ・定期的な情報交換、連絡会議の開催
- <学校側の窓口>
- ・教頭

学校が実施する取組

①
いじめの防止

- (教員・PTA研修)
- ・教職員の指導力向上のための研修として、携帯電話事業会社等から講師を招聘し、児童生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。(特別活動)
 - ・「人権週間」に運営委員会が企画する「人権集会」において、友だちを大切にする意識を高めるための取組を進める。
 - ・「あいさつ運動」を推進し、お互いに気持ちよいあいさつができるよう取り組む。
 - ・縦割り班活動を行い、異学年との交流を通し、上学年としての意識や下学年を思いやる気持ちを高める。
 - ・「夢掲示板」に将来の夢を掲示し、お互いを認め合う気持ちを持つ。(居場所づくり)
 - ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学級・学校づくりを進める。(情報モラル教育)
 - ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において計画的に行う。(学校評価)
 - ・いじめ対策基本方針について、保護者に示し理解・協力を得るとともに、学校評価を行い、取り組みの見直し・改善を図る。

②
早期発見

- (実態把握)
- ・児童の実態把握のための生活アンケートを学期ごとに実施し、1学期末の保護者との懇談や年4回の保護者との教育相談、随時の保護者や児童との教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。(相談体制の確立)
 - ・全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。
 - ・保護者とも何でも話し合える関係作りに努め、全職員が立場に応じて相談を受けることのできる雰囲気作りをする。(情報共有)
 - ・児童の気になる変化や行為があった場合、必ず記録を取り、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。
 - ・児童に話を聞くときは、複数対応が望ましい。また、記録を必ず取っておく。(家庭への啓発)
 - ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子をしっかり見てもらい、気になることは担任等に連絡をもらえるよう啓発する。
 - ・SCや、SSWとの情報交換・連携を図る。

③
いじめへの対処

- (いじめの有無の確認)
- ・児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。
- (いじめへの組織的対応の検討)
- ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。
- (いじめられた児童への支援)
- ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に当該児童及びその保護者に対して支援を行う。
- (いじめた児童への指導)
- ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることをおさえ、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係などその背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。
 - ・(継続的な指導・支援)
- 学校・児童・保護者間で、最低3か月以上いじめが起きていないとを確認するまで指導・支援を行い、解消後も継続的な見守りを行い再発防止を徹底する。